

公益財団法人日本バドミントン協会  
メディアガイドライン

平成 30 年 5 月 30 日  
公益財団法人日本バドミントン協会

公益財団法人日本バドミントン協会(以下、本会)では、ニュース報道を目的とした取材活動を行う法人、個人に対して、メディアガイドラインを定め、バドミントン競技の価値を高めるとともに、ニュース報道により、正確な情報が世の中へ伝播することでバドミントン競技の普及に繋がるよう努めます。

上記の活動を理解いただき、報道関係の皆様においては、本会が主催、主管する大会および、それに属する大会を取材する場合、別紙に定める「大会取材活動ルール」を十分理解した上で、本会に対して事前に申請書を提出、同書の承認を得る必要があります。

● 取材許可条件

- (1) 取材許可ならびにメディアパス (AD) の発行は、次の条件を満たす場合に承認 (発行) されます。
  - ・ ニュース報道を目的とした取材を行なう法人、個人
  - ・ 新聞、雑誌等のメディア (紙媒体)、テレビ、ラジオ等の各メディア
- (2) フリーランスの個人が申請を行なう場合には、記入済み申請書の提出と併せ、正式な依頼書面 (委託主からの依頼文等) を添付し、事前に提出してください。なお、テレビ局から委託される撮影クルー (制作会社等) も同様に申請文と併せ、委託主からの依頼文等の提出が必要となります。
- (3) 複数の委託主がいる場合 (業務を兼ねる場合) には、それぞれの申請を提出して下さい。その上で、本会で協議・検討し、回答いたします。但し、複数の申請が問題なく許可された場合においても、それぞれの申請に対して、メディアパス (AD) を発行することはせず、被委託者 (取材者) 1 人に対し 1 枚の AD の発行をさせていただきます。
- (4) 次に該当する場合は、ニュース報道目的ではない為、原則として承認しませんので、ご了承ください。なお、これら以外にも取材目的を鑑みて、承認できない場合があります。

また、出場選手の関係でチーム広報担当者が取材を行なう場合には、事前にご連絡をお願いします。個別に相談、対応をさせていただきます。

(ニュース報道と見なさない例)

- ・会場内での「広報活動」や「自社・製品等PR」を主たる目的とするもの
- ・報道各社の記者以外のスタッフ (例：営業担当・広報担当)
- ・報道各社のスポーツ記者以外のスタッフ
- ・ファンサイト等の運営母体 (法人・個人)
- ・広告代理店の関係者

### ● ニュース報道目的以外での使用素材

- (1) 本会が取材申請を許可した場合でも、ニュース報道目的以外に商業目的等で、撮影(録音)した素材を利用することはできません。  
なお、「素材」とは、全ての映像・音声・写真等を指します。
- (2) ニュース報道目的以外に素材を使用する場合、自社撮影か他社撮影(素材の貸与)の如何にかかわらず、二次的な目的で利用する場合には、別途本会までご連絡をお願いいたします。

### ● メディアパス(AD)の発行

- (1) 報道各社に対しては、次の通りの枚数を基準にメディアパス(AD)を発行します。
  - ・新聞(紙媒体)
    - ・・・記者2名 カメラマン1名
  - ・雑誌(スポーツマガジン)・それに属するウェブメディア
    - ・・・記者2名 カメラマン1名
  - ・テレビ放送局
    - ・・・1クルー(スタッフ4名)
  - ・フリージャーナリスト(フリーカメラマン)
    - ・・・記者1名(カメラマン1名)

※ 上記に該当しない場合、都度本会で協議します。

- (2) メディアパス(AD)を本会の許可なく使用、或いは加工することは不可とします。また、申請者以外の第三者へ譲渡または貸与した場合、メディアパス(AD)の所持者だけでなく、不正を行った本人の所属団体(法人)が大会会場等の施設へ

の立ち入りや、取材活動が一時、または永久的に停止される場合があります。  
メディアパス（AD）を受け取った所持者は、管理を徹底いただくよう  
お願いします。

（3） 万が一、盗難や紛失が生じた際には、速やかに本会まで報告してください。

● 取材時のメディアパス（AD）着用

大会会場の施設やセキュリティスペース等へ立ち入るためには、本会が発行する  
メディアパス（AD）が必要です。報道各社の立入許可エリアに入る際や  
記者会見、個別取材対応時には必ずメディアパス（AD）をよく見える場所に  
掲示してください。

なお、発行許可を受けたメディアパス（AD）は取材終了時に当該大会受付まで  
返却してください。

以上